

長生村文化会館使用条件について

(令和2年9月27日現在)

＊状況に応じて、利用者等の制限や誘導を行い、館内での人と人との十分な間隔を適切にとるなど、「3つの密」を作らないような対策を行うこと。

- 密閉空間（換気の悪い密閉空間）
- 密集場所（多くの人々が密集する）
- 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を行う）

＊十分な座席の間隔を確保すること。

＊人と人が対面する場所に、パーテーションやビニールカーテンを設置すること。

＊各部屋の利用人数制限を厳守すること。

- ホール……舞台：20人 客席：250人
- 会議室……1室利用：12人 2室利用：25人 運動を行う場合は17人
- 視聴覚室…25人 運動を行う場合は19人
- 和室………1室利用：12人 2室利用：25人 運動を行う場合は15人
- 調理室……13人

＊感染予防のため、以下の内容について利用者等に周知すること。

- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- 次の①～④のいずれかに該当する場合は利用を控えること。
 - ①基礎疾患のある人など、感染すると重症化する恐れが高い人。
 - ②過去2週間以内に発熱や咳・咽頭痛などの症状があった、または当日症状がある人。（同居している人や身近な人が同様の症状になっている場合も含む）
 - ③過去2週間以内に海外から帰国（入国）した人。
 - ④感染症が疑われる人と濃厚接触した人。

＊利用者等の手指・利用場所のドアノブ、手すり・テーブル及び椅子などの物品の消毒剤等は、利用者側において用意すること。

＊館内で水分補給以外の飲食はしないこと。

＊定期的にドアノブ、手すり・テーブル及び椅子などの物品の消毒を行うこと。また利用後も同様に消毒すること。

＊ゴミは利用者側で持ち帰ること。

＊利用者等の氏名及び連絡先等を把握し、名簿を作成・保存するように努めること。

＊利用者等の中から感染が発生した場合は、速やかに文化会館に連絡するとともに、保健所等の公的機関に必要な情報提供を行うこと。

＊業種別の感染拡大予防ガイドラインの内容を実践すること。

長生村教育委員会生涯学習課（文化会館）
文化振興係

電話：0475-32-5100

FAX：0475-32-5199